【保存版】子ども会安全共済会 加入手続について

2024 (令和6) 年4月 福岡市子ども会育成連合会 安全部

- 加入手続きは書面加入、ネット加入の何れかが選択できます。
- ネット加入の手続きは、全子連ウェブサイトのマニュアル類をあわせてご覧ください。



- ◆ 単位子ども会用マニュアル(◇加入編、◇変更編、◇更新編)
- ◆ 校区子ども会用マニュアル(◇取扱マニュアル)

全子連ネット加入 ウェブサイト

○ 共済様式やマニュアル類にある「市区町村等子連」や「市子連」は校区子連に、 「都道府県・政令指定都市子連」や「県子連」は福岡市子連に読み替えてください。

〔1〕共済加入申し込みの書類(年度初め)

→ 下記の書類①~⑤を揃えて、5月31日までに必ず届くよう、市子連に郵送又は持参してください。市子連会費(人数×200円)も、同日までに着金するように振り込んでください。市子連に書類を持参する場合に限り、会費の持参も受け付けます。

作成	書面加入	ネット加入(導入校区の場合)	
校区	①<共済様式>O2 共済加入書類送付案内 兼 加入状況報告書		
単位		⑤<共済様式O6>共済掛金等報告書 ※ 加入者情報、行事計画の入力は、単位 子ども会用マニュアルをご覧下さい。 新年度からネット加入を開始 ⇒ ◇ 加入編 旧年度からネット加入を継続 ⇒ ◇ 更新編	

〔2〕事故が発生した時の書類

- → 事故発生日からその日を含め30日以内に、市子連にFAXかメールで送信して、 確認を受けてください。(裏面の留意事項を参照) ⑥の原本は、共済金請求書類の送付時に、あわせて送ってください。
- ⑥〈共済様式〉20 全国子ども会安全共済会事故第一報報告書

〔3〕共済金を請求する時の書類(けが、病気)

- → 平常の生活ができるようになった日、または事故発生の日からその日を含め180日 を経過した日の何れか早い日から60日以内に、下記の書類⑥~⑩を揃えて、市子連 に郵送または持参してください。
- ⑥〈共済様式〉20全国子ども会安全共済会事故第一報報告書
- ⑦〈共済様式〉21 〈医療共済金〉請求書兼事故証明書
- ⑧〈共済様式〉22個人情報の取扱いについての同意書
- ※ 添付書類 ◆ 病院、調剤薬局等の領収書をA4用紙に直接コピー、 または写しを貼り付けたもの。
 - 福岡市が行う医療費助成等で、支払いが発生しない場合でも 保険点数が記載された「診療明細書」の写しで請求できます。
 - ◆ 年間行事計画書(コピー)及び行事のおたよりなど
- ⑨<共済様式>23 医療報告書(前項の領収書がない場合のみ添付してください。 費用は請求者負担です)
- ⑩<共済様式>24 柔道整復施術報告書(整骨院等を受診の場合で費用が無料の場合に 添付してください。有料の場合は、柔道整復師に無償で交付が義務 付けられている「領収証」を添付してください)

〔4〕年度途中の追加・変更書類

(a) 会員の追加加入

作成	書面加入	ネット加入(校区導入の場合)
校区	①<共済様式>O2 共済加入書類送付案内 兼 加入状況報告書	

⑫ 〈共済様式〉O3加入申込書

◆ ⑫を市子連にFAXかメールで送信して確 認を受けた後、校区で⑪を作成して提出し てください。

単位 ◆ 確認を受けた翌日〇時から有効です。

◆ ⑪と⑫の原本、市子連会費は区定例会、 または、市子連にまとめて持参してくださ ()_°

(13/共済様式O6/共済掛金等報告書

- ◆ ネット上から、加入者情報を入力し、⑬ を作成して校区に提出します。その後、校 区で⑪を作成して、⑬とともに市子連へ提 出してください。
- ※ 加入者情報の入力については『単位子ど も会マニュアル変更編』P9をご覧下さい。
- ◆ ⑪と⑬、市子連会費は区定例会、または 市子連にまとめて持参してください。

(b) 行事の追加、名称の変更(実施予定日・会場・参加予定人数の変更は手続き不要)

ネット加入(校区導入の場合) 書面加入 (4)(共済様式)O5令和6年度(年間行事計画書) 書類の提出は無し。 ◆ ネット上から、<u>行事実施の前日までに</u> ◆ 年度当初の行事計画書に雲型や矢印で追 行事内容を入力して下さい。当日以降の追 加、変更を明示後、市子連にFAXかメール 加、変更はできません。 で送信して確認を受けてください。 ※ 行事の入力については『単位子ども会マ 単位 ◆ 行事実施の7日前までに、市子連の確認 ニュアル変更編』P12,13をご覧下さい。 を受けないと、有効になりません。 ◆ ⑭の原本は、提出の必要なし。上記の確 認を受ければ終了です。

- → 書類作成後、市子連に郵送または持参してください。
 不明な点は、市子連に問い合わせてください。
 ※ 〈共済様式〉〇7,08,09変更届 様式、記入例にこちらから ⇒



〔留意事項〕市子連に書類を送信する場合の注意点(⑥・⑫・⑭の場合)

- ◆ FAXの場合 送信後、市子連に電話かメールをして確認を受けます。 メールの場合、市子連からの返信メールを持って確認を受けたことと なります。返信がない場合は、届いていない可能性がありますので、 ありますので、必ず電話で問い合わせて下さい。 なお、FAXの送付状(鑑文)は必要ありません。
- ◆ メールの場合 添付ファイル(PDF)で送信後、市子連からの返信メールを確認 してください。返信がない場合は、必ず電話で問い合わせて下さい

〔連絡先〕 福岡市子ども会育成連合会 事務局

住所 福岡市博多区博多駅前2丁目8番1号 博多区役所庁舎9F

TEL 092-402-1695

FAX 092-402-1696

(月~金曜日 9時~12時,13時~17時) e-mail fukuokashi@kodomo-kai.or.jp



<u>説明会の配布資料やよくある質問は、福岡市子ども会のウェブサイ</u> <u>トに掲載しています。</u>